

事業名	船舶の安全航行や運行管理等に資する位置情報サービスの提供				
申請事業者	ITソリューション・サービスの提供を行う企業				
事業所管	経済産業省	規制所管	総務省	法令	電波法

## 【照会内容・結果】

○電波法第59条では、「何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない」旨が規定されている。

○事業者は、船舶局相互間、船舶局と海岸局との間で自動的に送受信されている船舶の位置や針路等に関する情報(AIS情報)を、販売事業者(※)から購入取得し、海運会社等に提供する取組が、同法第59条に抵触するか否かについて、照会。

※AIS情報を収集し、船名、積載重量等の情報とともに販売を行う海外の事業者。

○照会の結果、販売事業者からAIS情報を購入取得することは、自らが無線通信から当該AIS情報を受信して得るものでないことから、同法第59条の「傍受」に該当せず、同条の規定に抵触しないことが確認された。

## 【意義】

○AIS情報を有効に活用できることが確認され、情報提供サービスを行う事業者の競争力向上とともに、船舶の安全航行に資する。

## 【お問い合わせ先】

経済産業省商務情報政策局情報処理振興課(03-3501-2646)